

提 言

1. 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の契約待機者の解消や対象者の拡充、全市町村社会福祉協議会での事業実施に向けて、国・県・市町村による更なる財政的支援を求めます。
2. 市町村において権利擁護担当の専門部署（係）の設置を求めます。特に高齢者や障害者への虐待対応の強化や市町村事業である成年後見制度利用支援事業の積極的活用を求めます。
3. 高齢者虐待については、市町村を中心とした虐待防止ネットワークを早急に作る必要があります。
4. 障害者に対する虐待に関し、必要な措置を定めた法を早急に国において整備する必要がありますが、先行して市町村において障害者虐待防止の取り組みを行う必要があります。
5. 市町村社会福祉協議会は、地域住民の権利擁護について、行政や住民、関係機関と協働して地域課題に向き合い解決のためのコミュニティソーシャルワークに取り組む必要があります。
6. 関係機関が地域ごとに「トータルな権利擁護システム」を作る必要があります。その際、市町村社会福祉協議会は市町村とともに、権利擁護の中核的な推進主体として、先駆的・開拓的に取り組む必要があります。
7. 地域福祉計画などの市町村や県の各種行政計画および市町村社会福祉協議会における地域福祉活動計画において、地域住民の権利擁護について取り組むべき具体的な施策について盛り込む必要があります。